中種子町監査委員告示第　１２　号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により審査に付された令和７年度決算に基づく財政健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類について審査したので、中種子町監査委員規程第１１条の規定により公表する。

令和８年８月１０日

中種子町代表監査委員　　利水　幸光

中 監 第 １９ 号
令和８年８月１０日

中種子町長　田渕川　寿広　　殿

中種子町監査委員　利水　幸光
中種子町監査委員　梶原　哲朗

令和７年度決算に基づく中種子町財政健全化判断比率
の審査意見書について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、令和８年６月１８日付けで貴職から審査に付された令和７年度決算に基づく財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、その審査を終了したので次のとおり意見書を提出します。

令和７年度決算に基づく中種子町財政健全化判断比率の審査意見書

１　審査概要

財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

２　審査結果

（１）総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和７年度	早期健全化基準	備　　考
① 実 質 赤 字 比 率	－	１５．０	
② 連結実質赤字比率	－	２０．０	
③ 実 質 公 債 費 比 率	１１．０	２５．０	
④ 将 来 負 担 比 率	－	３５０．０	

※「－」は、赤字でないことを示す。

（２）個別意見

①　実質赤字比率について

本年度の実質赤字比率はない。なお、早期健全化基準は１５％となっている。

②　連結実質赤字比率について

本年度の連結実質赤字比率はない。なお、早期健全化基準は２０％となっている。

③　実質公債費比率について

本年度の実質公債費比率は１１.０％となっており、早期健全化基準の２５％と比較すると、これを下回っており良好な状態といえる。

④　将来負担比率について

本年度の将来負担比率はない。なお、早期健全化基準は３５０％となっている。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなし。